

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定 (中丹西保健所) 507	
○救急病院である旨の告示 (医療課) 〃	
○救急病院でなくなった旨の告示 (〃) 〃	
○保安林の指定解除予定 (丹後広域振興局) 〃	
○保安林の指定解除予定の通知 (京都林務事務所) 508	
○基本測量の実施 (用地課) 〃	
○基本測量の終了 (〃) 〃	
○公共測量の終了 (〃) 〃	

公 告	
○肥料の登録 (食の安心・安全推進課) 509	
○土地改良区役員の就任届 (山城広域振興局) 〃	
○土地改良区役員の就退任届 (〃) 〃	
○土地改良区の定款変更の認可 (〃) 510	
○都市計画地区計画の変更に係る図書の写 しの縦覧 (都市計画課) 〃	
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、山城南土木事務所) 〃	
正 誤	
○平成23年 3月18日付け京都府公報第2255号中	〃

告 示

京都府告示第266号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

平成23年 5月17日

京都府知事 山 田 啓 二

- 形質変更時要届出区域として指定する区域
福知山市字新庄小字山本632番2、633番1の一部及び633番3
- 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

京都府告示第267号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成23年 5月17日

京都府知事 山 田 啓 二

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定期限
医療法人健康会 新京都市南病院	京都市下京区七条御所ノ内 北町94	平 23. 4. 24	平 26. 4. 23

京都府告示第268号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院でなくなった。

平成23年 5月17日

京都府知事 山 田 啓 二

名 称	所 在 地	告 示 撤 回 期 日
医療法人健康会 総合病院京都南 病院	京都市下京区西七条南中野町8	平 23. 4. 23

京都府告示第269号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成23年 5月17日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 解除予定保安林の所在場所
京丹後市丹後町竹久僧小字大平21・21の2合併・小字桂谷22・22の2合併・小字宮ノ向23・23の2合併（以上3筆について次の図の示す部分に限る。）、丹後町井谷小字ヘキ47、丹後町平（元井上）小字杉ヶ谷18（次の図に示す部分に限る。）、丹後町此代小字道津876の2、丹後町是安小字楯垣65（次の図に示す部分に限る。）、丹後町成願寺小字追皆9の3、小字スガ谷64の6（次の図に示す部分に限る。）、70の2
- 2 指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
〔「次の図」は、省略し、その図面を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森林保全課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面を閲覧することができる。〕

京都府告示第270号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成23年 5月17日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 解除予定保安林の所在場所
京都市北区雲ヶ畑中畑町252の2、255の2
- 2 指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

京都府告示第271号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成23年 5月17日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 測量の地域
京都府内全域
- 2 測量の期間
平成23年 5月9日から平成24年 3月31日まで
- 3 測量の種類
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

京都府告示第272号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の地域の基本測量（平成22年京都府告示第234号）が平成23年 3月22日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成23年 5月17日

京都府知事 山 田 啓 二

測量の地域
宇治田原町、和束町、京都市北区、京都市左京区、京都市右京区

京都府告示第273号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（平成22年京都府告示第543号）が平成23年 3月28日終了した旨測量計画機関の長である宮内庁書陵部陵墓課長から通知があった。

平成23年 5月17日

京都府知事 山 田 啓 二

測量の地域
京都市左京区北白川追分町地域

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成23年 5月17日

京都府知事 山 田 啓 二

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					氏名又は名称	住 所	
京都府第446号	加工家さんふん肥料	ネオオルガ16号	窒素全量 3.0% りん酸全量 4.0% 加里全量 3.0%	公定規格のとおり	有限会社みずほファーム	船井郡京丹波町井脇別所段4	平29. 5. 5



巨椋池土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

平成23年 5月17日

京都府知事 山 田 啓 二

就任役員（理事）

住 所	氏 名
宇治市小倉町老ノ木45の4	久保田 博



瓶原土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

平成23年 5月17日

京都府知事 山 田 啓 二

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
木津川市加茂町井平尾東垣内46	久保田 真 司
〃 〃 〃 久保38	村 井 伊知郎

木津川市加茂町岡崎西垣内 7	岩 田 誠 一
〃 〃 〃 〃 30	松 本 英 利
〃 〃 〃 中縄手13	石 井 彦 彌
〃 〃 河原樋用10	堀 康 二
〃 〃 西山畑54の1	田 中 久 司
〃 〃 例幣口ノ平38	堀 保 雄
〃 〃 〃 立川 3	吉 村 泰 彦
〃 〃 〃 松ヶ辻11	長 柄 浩 雅
〃 〃 〃 欠所 6	山 崎 定 次
〃 〃 奥畑西出垣内16	中 岡 基 裕

(2) 監事

住 所	氏 名
木津川市加茂町岡崎西垣内 6	岡 嶋 正 久
〃 〃 河原樋用 3	石 崎 久 男
〃 〃 例幣登垣内24	松 本 雅 史

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
木津川市加茂町井平尾中ノ町25	吉 田 正 信
〃 〃 〃 東垣内12	藤 村 哲 司
〃 〃 〃 岡崎西垣内1の1	岡 島 政 彦
〃 〃 〃 考13	西 本 義 尚
〃 〃 〃 河原中垣内3	吉 村 安 行
〃 〃 〃 西山畑3	松 田 隆
〃 〃 〃 例幣法性寺前1	橋 本 清 司
〃 〃 〃 立川3	吉 村 泰 彦
〃 〃 〃 小林64	山 本 安 延
〃 〃 〃 板谷垣内10	炭 本 英 壹
〃 〃 〃 奥畑城土3の1	中 岡 英 信

(2) 監事

住 所	氏 名
木津川市加茂町井平尾東垣内48	福 井 康 弘
〃 〃 〃 西山畑62	山 岡 弘 明
〃 〃 〃 例幣板谷垣内25	炭 本 治 喜

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、普賢寺土地改良区の定款の変更を平成23年5月6日認可した。

平成23年 5月17日

京都府知事 山 田 啓 二

京田辺市から綴喜都市計画地区計画（同志社山手地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

平成23年 5月17日

京都府知事 山 田 啓 二

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 5月17日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
八幡市男山吉井11の8
（関連区域）
八幡市男山吉井40の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市中央区大手前1丁目7の31
京阪電鉄不動産株式会社
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
八幡市八幡森4の一部、4の5、5の2の一部、
5の3、6の1
（関連区域）
市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八幡市八幡森4
吉川 榮一
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市相楽大徳9の2、9の8の一部、10の1
の一部、11の1の一部、11の11、12の5の一部
（関連区域）
木津川市相楽大徳9の9、10の3、11の14、11の
15、12の3の一部、12の10、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
宇治市明星町一丁目67の18
株式会社アセット・ユーズ

正 誤

平成23年 3月18日付け京都府公報第2255号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
305	下から16	(第4号様式)	(別記第3号の2様式)